

## 置賜総合文化センター喫茶店設備仕様書

### 1 設備仕様

区分		仕様	備考
建築・内装	床・壁	コンクリート下地	壁・柱に対しての開口部及び重量物の取付等は禁止
	店舗内間仕切り壁	スチールパーテーション	旧喫茶店名表示有り
	天井	PBt9.5+ ビニールクロス張	天井高 3000 ロールスクリーン
	内部造作	カウンター	
	備品	丸卓×2、角卓×2 普通椅子×16、回転椅子×8	
防災設備	自動火災報知機	基準法定設備	
	ガス感知器	あり	
	消火器	あり	
空調設備	空調設備	あり（単独系統）	
	厨房用給排気設備	あり	
衛生設備	給水設備	手洗器×1、2 槽シンク×1	
	給湯設備	あり	
	ガス設備	事業者で設置のこと	
電気設備	照明	ペンダント式電球×6 ダウンライト×11	
	コンセント	2口×5ヶ所（100V）	
	TV 共聴	あり	
	電話	固定電話×1（内線 6105）	

### 2 設備の追加設置に係る遵守事項

- ・本仕様書に記載のある設備以外で喫茶店の開設・運営に必要なものについては、すべて事業者の負担で設置してください。
- ・設備を追加設置する場合は、必ず社会教育文化課と事前に協議を行ってください。協議の結果、設置を認めない場合があります。
- ・設備を追加設置するにあたり工事が必要な場合は、関係法令等を遵守してください。
- ・本体の構造躯体、耐火被覆、建具、サッシ等に損傷を与える行為（はつり、穴あけ、ホールインアンカー等）は一切禁止します。
- ・各種点検口（壁、天井）、各種防災機器（煙感知器）、空調吹き出し口及び吸い込み口等の機能を妨げないようにしてください。
- ・天井内あるいは床下で防火区画を貫通する配管やケーブル等を施工する場合は、建築基準法施行令等に適合する方法で確実に貫通処理を行ってください。